

兵庫県丹波地域における入会林野の展開と再編成

藤 田 佳 久
 渡 谷 直 幸

一、はじめに

昭和四一年にいわゆる「入会林野近代化法」(1)が公布制定されることよって始った入会林野近代化事業は、わが国固有の伝統的な所有形態であった入会林野に対して、明治以降一貫してすすめられてきた入会林野を解消させる政策の一環として、最後のとどめをさすに近い意味をもっている。その直接の目的は、高度経済成長期において、その権利関係の複雑さゆえに林業の生産性をあげられない入会林野(2)について、権利関係を解消しようとする便宜的な措置と、入会林野の実測に要する測量費補助によって、法人組織化や個人分割という形で権利関係を明確化しようとするものであった。この実施については民法研究者の間に私権論と公権論の立場から若干の論争があったが(3)、前者が強い支持をすることで押し進められた。

問題はいかなる山村がこの再編成事業を受け入れ、いかなる再編成をしたかにある。これまで筆者は若干の研究事例を通して、マクロにみると東北日本と西南日本の山村の間に、この再編成事業の受入れに対する対応差がみられること、しかもそれは各地域の山村における林野所有形成の歴史的な差異にもとずき、それに山村の今日の問題が付加

されることによつてそのような地域差がみられることを指摘した⁽⁴⁾。再編成の結果だけ簡単に付言するならば、東北日本ではもっぱら個人分割に指向し、西南日本では個人分割と生産森林組合の組み合わせの形態に指向しているということであり、それらは林野所有の形成過程と密接に関係しているということである。

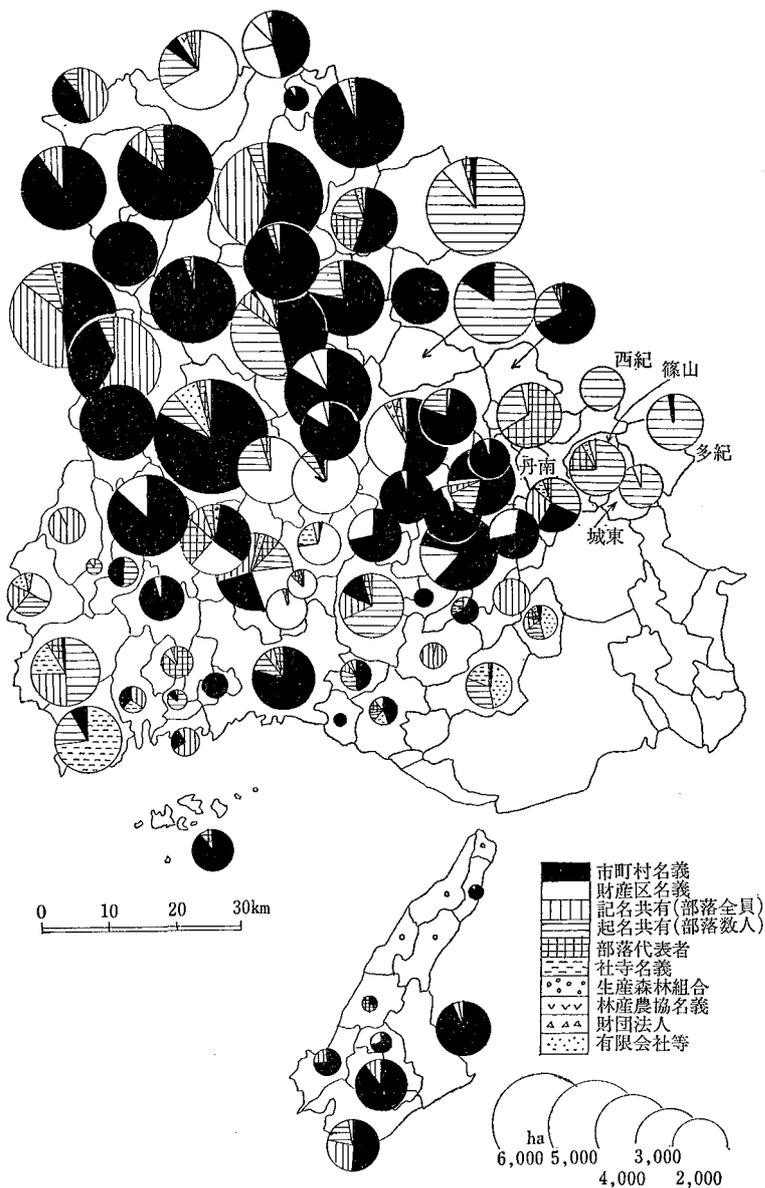
本論の目的は、そのようなマクロな地域差の中で、大都市に近接した地域の事例として兵庫県丹波地域をとりあげ、入会林野の再編成進程と山村の対応の仕方を検討し、入会林野再編成の地域差にみられるもう一つのタイプを検討しようとしたところにある。

二、兵庫県における入会林野の再編成

丹波地域を含む入会林野面積は、一九六〇年のセンサスによれば、約一五万ヘクタール、事業体数は七、一〇〇余を数え、いずれも全国第一位を占め、その面積は県内民有林面積の約三分の一を占めている。絶対面積はもちろん、この比率も他府県に比べていちじるしく高く、このように近年まで入会林野が存続してきたことは興味深い。このことは明治末期から大正期にすすめられた部落有林野統一事業において、兵庫県の入会林野の統一面積率が一三・八パーセントと全国平均の三五パーセントを大きく下回ったことにもあらわれており、この点は今後十分検討されるべき課題でもあると考えられる。

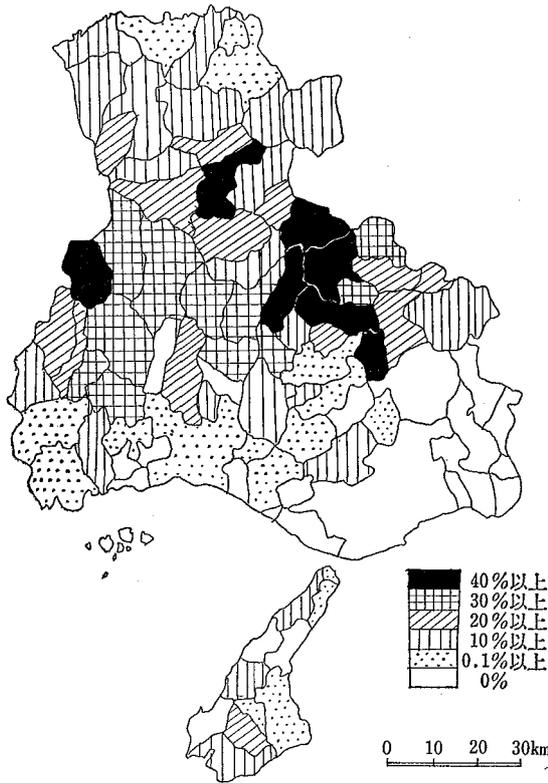
そこでまず、今回の再編成事業がすすめられる前の入会林野の実態を明らかにしておく。

第一図は再編成事業が始まる前の昭和三八年における部落有林野の分布を市町村別に示し、しかも各市町村については登記名義別にも示したものである。それによると、東南部の神戸を中心とした大都市地域を除いて⁽⁵⁾全域に広



第1図 兵庫県の市町村別所有形態別部落有林野面積

昭和38年部落有林野実態調査資料より作成



第2図 兵庫県市町村別部落有林野人工林率（昭和38年）
昭和38年部落有林野実態調査資料より作成

く分布が認められ、そのうちでもとくに但馬、丹波、播磨北部に集中している。

同図に示した登記名義をみると、名義の実に多様なこと、しかも同一市町村内で多様性のみられることが知られる。その大半は実質的にはいわゆる部落有林であるが、名義上に若干の地域的なまとまりも見出される。全体としては数名の記名共有名義と市町村名義とが多いが、丹波地域には記名共有の比率が高く、但馬や播磨北部では市町村名

義の比率が高い。これは前述の明治末期から大正期にかけての部落有林野統一事業のさいに統一整理をまぬがれる方途の一端が郡単位程度のまとまりで示されたとともに、戦後の町村合併時における個々の集落における部落有林野の有無あるいは部落有林野面積の大小差をめぐる処理方法の結果を示したものである。

それらの利用水準を人工林率で示したのが第二図である。それによれば概して粗放的であり、人工

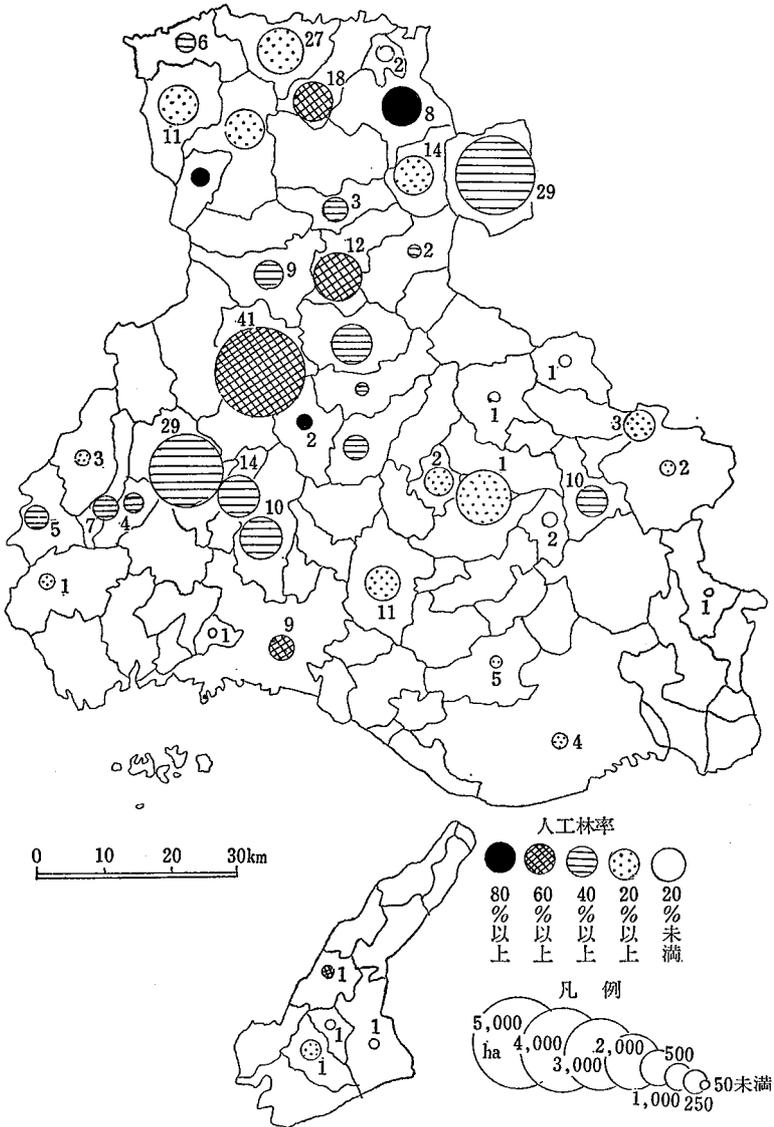
第1表 兵庫県入会林野整備後の経営形態別年次別事業体数

昭和年次	整備件数	経営形態					林組合増資 町組合併当 時生産森
		生産組合 森	共有	個人分割	生産組合の増資 森林		
43	5	5					
44	33	33					
45	28	26				2	
46	35	32				2	1
47	46	44				2	
48	31	31					
49	113	104	3			2	3
50	9	6		2		1	
51	23	23					
52	2	1				1	
53	4	4					
計	334	309	3	2		10	4
比率	100%	93%	1.0%	0.6%		4%	1.4%

〔入会林野等整備の概要〕昭和54年より）

林率三〇パーセント未満の市町村が多い。その中で丹波地域の北西部から播磨北部、それに南但馬の一部の人工林率が三〇パーセントを越え、部分的には四〇パーセントを越している。当時全国の人工林率は三〇パーセント台であったことを考慮すれば、特に高い水準であるとはいえないが、部落有林野としては高い水準にあるといえる。その多くは組織的な経営に負うところが大きい。

このような状況をふまえて再編成の整備事業はめざましく進展した。昭和四二年から同五二年までの十一年間に延一三四の市町で三三四件の整備が済み、その面積は三・二万ヘクタールに達し、面積では新潟県に次いで全国第二位となっている。兵庫県のこの整備面積は、かつて部落有林野統一事業時の大正一〇年の時点での面積を上回っている。とくに昭和四九年には一



第3図 入会林野近代化事業による整備面積と生産森林組合の人工林率
 図中の数字は件数を示す。昭和54年兵庫県資料により作成

一三件とピークに達し、昭和五二年にさらに九年間同法が延長になったのも大幅に減少している。これは再編成の困難な入会林野が残りつつあることをも示している。整備後の経営形態は生産森林組合への組織化が総件数の九三パーセントを占め、圧倒的に多い(第一表)。このことからみれば、前述した東北日本と西南日本のいずれのタイプとも異なるタイプの再編成が兵庫県ではみられたことを示している。

第三図で整備がすすんだ市町村の分布をみると、第二図にみられる人工林率三〇パーセント以上の市町村は少なく、三〇パーセント未満の地域に整合しており、その点からすれば、入会林野をめぐる利用度が低位な地域でこの再編成事業が受け入れられ、逆に入会林野とはいえず、すでに利用度が高い林業経営を実現した地域では受け入れる必然性のない一面のあることがうかがわれる。また同図で生産森林組合に編成された事業体の人工林率をみると、県中部や但馬地方に比べて、東南部の阪神都市圏の近接地域に低いことが注目される。

三、丹波地域における入会林野の分布

(一) 地域選定と地域概況

丹波地域は兵庫県中東部から京都府中西部に広がる四〇〇〜八〇〇メートルの丹波高原上の範囲をいう。なだらかな準平原的な丘陵地形は、マクロにみれば中国山地全域さらに大和高原から美濃・三河高原につづく西南日本内帯特有の地形的特徴であり、連鎖状に分布する小盆地・窪地は小さな規模の村落の存立基盤の一つとなってきた。集落は平坦地が広がる盆地中央部では集村を示し、樹枝状の河谷では小村あるいは散村の形態を示している。

本論で扱う兵庫県の丹波地域は多紀郡とその西北部に接する氷上郡からなるが、いずれも前述のような地形的特徴

と集落景觀を有しており、集落をとりまくならかな丘陵性の山地の多くが入会林野として利用されてきた。

ところで、この丹波地域のうち、入会林野の再編成が受け入れられ展開した地域をみると、すべて多紀郡に集中し、氷上郡ではほとんどみられない。これは第二図について前述したように、氷上郡の入会林野の人工林率が高く、すでに育林活動がすすんでいたこと、具体的には山割りによる個々の農家の育林がかなりすすんでいる例も多くみられるため、再編成自体の受け入れが容易ではなかったためと考えられ、本論からすれば、再編成を受入れない地域としてその分析の必要が新たな課題にもなる。いづれにせよ、以上の状況をふまえ、本論のテーマに即しつつ、以下多紀郡を中心に取り上げることとする。

多紀郡は神戸市の北方約四〇キロメートルに位置する篠山盆地を中心に、東西三二キロメートル、南北二五キロメートルの細長い範囲である。昭和五〇年に郡東部の篠山町、城東町、多紀町が合併して篠山町となり、それに丹南町、今田町、西紀町の四町からなる。総面積は三七、六一七ヘクタールで、そのうち篠山町が半分を占め、また総人口は四万二千人余で、うち篠山町が二万三千人余で過半を占める。篠山川の河岸段丘上に広がる篠山盆地が最も広い平坦地で旧篠山市街地や農村集落が集中するが、篠山川の各支流流域にも平坦地が開け、山麓を中心に農村集落が立地する。

高度経済成長期には大幅な人口減少をみたが、近年は停滞傾向にある。道路整備にともない、かつての丹波杜氏としての出稼ぎは減少し、通勤者が増加しつつある。昭和五〇年のセンサスによれば、通勤者は約七千三百人で、うち阪神地区へは二千二百余人、南接する三田市への通勤を含むと三千五百人となり、また農家も昭和四五年に第二種兼業農家数が第一種兼業農家数を上回り、昭和五〇年には第二種兼業農家が圧倒的多数になっていることから、非

第2表 対象町村の所有形態別林野面積 (1978)

町名	公有林	市町村	財産区	慣行共有	社寺	個人	会社他	計
篠山町	70ha	610		5,446	238	6,353	1,438	14,154
西紀町		261	4	1,125	73	1,437	1,357	4,253
丹南町		4	242	1,991	212	2,143	1,047	5,639
今田町	29	397		1,355	58	1,716	564	4,119
合計	99	1,272	246	9,917	581	11,649	3,406	25,466

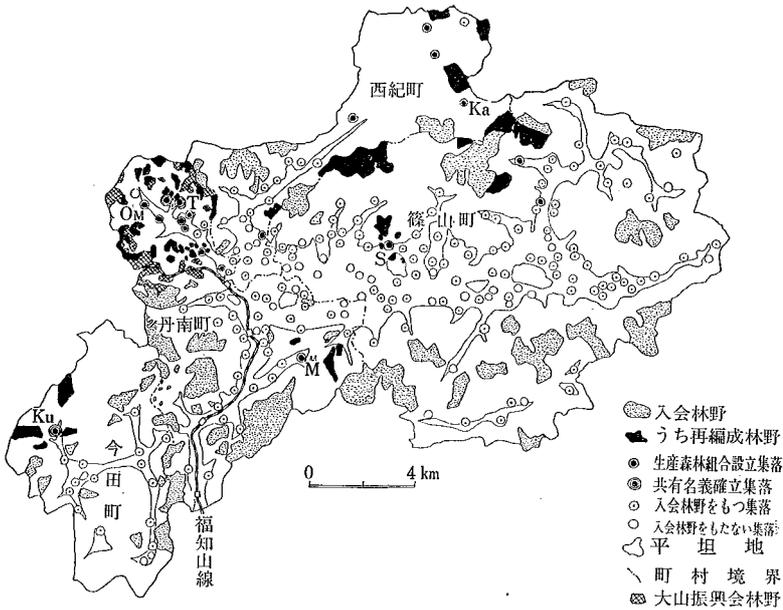
(県資料より)

農業的土地利用の増加傾向はまだ顕著ではないにしても、阪神大都市圏に隣接し都市化がすすみつつある地域といふことができる。その点で都市化の影響を局地的にしか受けていない氷上郡とは異なっている。

(二) 入会林野の分布

第二表は昭和五三年における多紀郡の町別所有形態別林野面積を示したものである。それによれば、各町とも入会林野である慣行共有形態の面積が多く、全体としては四〇パーセント近くを占めている。同年の兵庫県における慣行共有形態の面積比率が二〇パーセントであることから比較しても、その比率の高さが特徴的である。しかも、かなり整備事業がすすんだ段階でなおこの数値を示すことからすれば、かつてはもっと大きなウェイトを占めていたことがわかる。なお丹南町における財産区は旧大山村おおやまの大山財産区で、この地域は先進的な育林技術が成立し、その育林起源は天保年間までさかのぼることができる⁽⁶⁾。

第四図は多紀郡における入会林野の分布と入会林野を有する集落、およびそのうち入会林野の整備が行われた集落の分布を示したものである。なお、ここで示した入会林野は図に表現できる部分だけとし、霧細な部分は省いた。それによると、入会林野は全体として篠山盆地を囲む北と南の東西方向の山系に断片的ではあるが連続的に分布していることがわかる。しかも、山系のうちでは平坦地に接した里山ではなく、尾根筋を中心とした奥山部分に集中しており、それらの中には岩盤が露出して条件の悪いところもみられる。里山は個人利用が早くからすすみ、近世において百姓持山



第4図 多紀郡における入会林野再編成集落と再編林野の分布

(名前山)が成立している(7)。それらは富農層のみによって確保されたが、彼らがまた入会林野も独占していたことは岡光夫の研究で明らかになっている(8)。

また同図によれば、篠山盆地の中央部に位置する若干の集落を除くと、ほとんどの集落が入会林野を有していることが示され、これまで各集落における入会林野の重要性が知られる。これまで入会林野は採草地としてのだけの機能に留まらず、松茸山としても管理し、その入札により各集落の共同体を支える経済的基盤として大きな意味をもってきた。近年不作になったとはいえ、松茸山の入札は続けられている。近世においても松茸は運上の対象になっていた(9)。

そのうち、整備事業のすすめられた集落をみると、かなり分散的ではあるが、その多くが丹南町北部の旧大山村に集中しており、この地区でかなり積

極的に入会林野の再編成がすすめられたことがわかる。

四、入会林野の展開

そこで次に再編成がどのようにすすめられたかについて検討するが、その前にこの地域の入会林野がどのような経緯で今日に至っているかを、主に林野所有の観点から検討しておく。それによって入会林野再編成における歴史的背景を説明することが可能になるからである。

多紀郡における入会林野は、近世には篠山藩領下にあった。各地での聞き取りによれば、各入会林野が地租改正以降もほぼ同様の経過をたどって今日に至っているように思われる。そこで、再編成事業をもっとも多く受け入れた丹南町旧大山村のうち高倉を事例として、林野所有の展開過程を把握する。

高倉集落は旧大山村を西北から東南へ突き抜ける京都と山陰を結ぶ街道沿いにある大山上から東北へ小さな河谷を一キロメートルほど入った黒頭峯^{くろがしら}を望む窪地の縁辺部に位置し、谷底に広がる水田と谷奥・山地の一带約六〇町歩を領域としている。戸数は一五。大山荘の崩壊後、近世初期にさらに開墾がすすみ、太閤検地で大山上、大山中、大山下の三ヶ村が成立したものの、各村内の村々の結合単位が強化される中で、承応年間に今日の村落の骨格である一五ヶ村が具体化し、独立を強めた¹⁰。大山中に含まれていた高倉もその時から高蔵寺と称して独立村落の地位を確保していく。それゆえ大山郷としての大枠の共通意識（これは今日の大山財産区に象徴的である）や大山中としての中枠（大山上、大山中、大山下に各村落の庄屋を統括する大庄屋が近世を通じて存在）の共通意識もそれにかぶさって存在し、今なお大枠としての大山郷のまとまりは強い。

第3表 高倉村における文政11年から明治5年にかけての所有耕地規模の所有者別変化

(1) 明治5年				(2) 文政11年			
所有者名	水田	畑	合計	所有者名	水田	畑	合計
岡田新二郎	0.7109	0.0515	0.7624	茂左工門	0.5712	0.1503	0.7215
中通伊兵衛	0.6112	0	0.6112	作左工門	0.2915	0.1409	0.4324
岡田両松	0.4206	0.0326	0.4602	周蔵	0.3224	0.0803	0.4027
岡田利助	0.4212	0.0115	0.4327	官蔵	0.3418	0.0287	0.3645
岡田磯七	0.3209	0.0324	0.3603	助	0.3318	0.0227	0.3545
岡田重五郎	0.2206	0	0.2206	善兵	0.3327	0.0024	0.3351
赤井喜平	0.1021	0.0503	0.1524	茂石工門	0.3206	0.0100	0.3306
岡田勘次郎	0.1228	0.0227	0.1445	吉兵工門	0.2612	0.0300	0.2912
岡田半七	0.1200	0.0127	0.1327	右工門	0.2200	0	0.2200
南田平助	0.1315	0	0.1315	嘉兵	0.1924	0	0.1924
赤井常蔵	0	0.1303	0.1303	長八	0.1115	0.0203	0.1318
岡田茂左工門	0	0.1200	0.1200	右工門	0.1218	0.0018	0.1206
岡田藤右工門	0.1100	0	0.1100	武兵工	0.0206	0.0127	0.0333
佐藤雅次郎	0.0118	0.0621	0.0709	久四郎	0.0118	0.0212	0.0330
岡田藤太郎	0.0524	0	0.0524	半石工	0.0306	0	0.0306
岡田忠七	0	0.0111	0.0111	嘉蔵	0.0018	0.0200	0.0218
南田平七	0.0303	0	0.0303	平助	0	0.0206	0.0206
佐藤佐四郎	0	0.0212	0.0212	助	0	0.0121	0.0121
中沢幸助	0	0.0112	0.0112	助	0	0.0009	0.0009
岸本善七	0	0.0111	0.0111	又四郎	0	0.0015	0.0015
佐藤長石工門	0	0.0006	0.0006				

(明治5年丹波国多紀郡高倉村地引帳より作成)

(文政11年多紀郡高蔵寺村地引帳より作成)

山野正彦は同族集団によって成立する小集落の集
合する集落を「丹波山地型村落」と呼ぶことを提案
したが(11)、この大山郷内の場合においては前述の
ような枠をもちつつも、実質的には小集落が近世初
期に独立村落として成立したとみることが出来る。

高倉の谷の奥には高蔵寺があり、資料的には中世
の仁治年間までさかのぼることが出来るという(12)。
今なお参道の両側には遺構がみられ、当時の寺の大
きさがしのばれ、この寺の関係者が一部留って岡田
株としてこの村を支えたと地元民は伝えている(13)。
独立した高倉(当時は高蔵寺)の石高は三七石余(14)
で、以降ほとんど変化はないが、文政一一年の地
引帳は田畑四町歩余でその高二〇石余となってい
る(16)。戸数は慶応二年で一六戸であり(17)、今日と
ほとんど変わらない。

まず近世末期の土地所有状況からみる。得られる
資料は少ないが、第三表は文政年間の所有者別所有

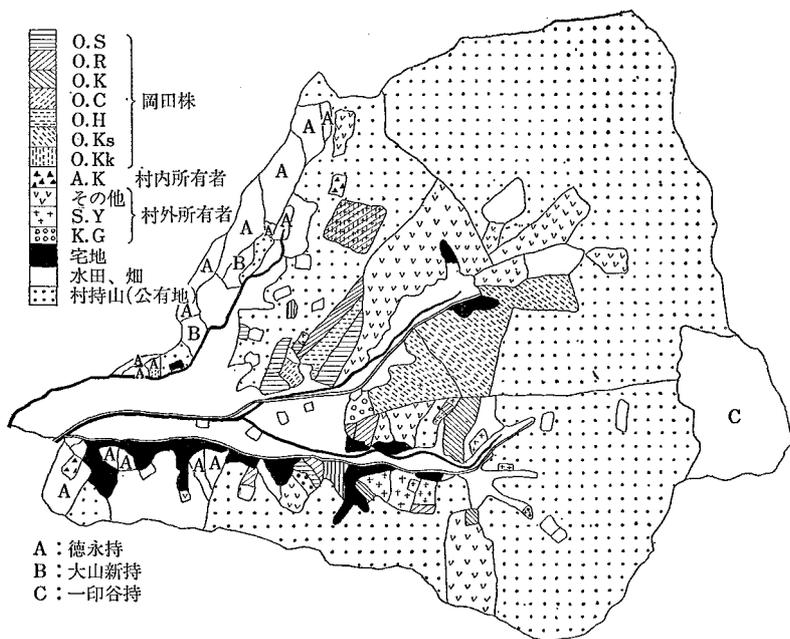
第4表 高倉村における耕地所有者の耕地・林野・屋敷地所有状況(明治8年)

所有者名	耕地			合計	林野	屋敷
	水田	畑	藪			
中沢 華藏	1.9402(38)			1.9402		
岡田 新次郎	1.1818(29)	0.1926(9)	0.0215(1)	1.3029	0.0528	
中道 保兵衛	1.2127(29)				1.5906	
園田 永之助	0.5923(13)	0.6522(6)	0.0007(1)	1.1522		0.0129
岡田 和助	0.8405(18)	0.1322(10)	0.0025(1)	1.0022	1.1020	0.0606
岡田 磯七	0.2609(5)	0.1704(4)	0.0002(1)	0.4515	0.2427	0.0519
岡田 重五郎	0.2621(6)	0.0421(2)		0.3112		0.0404
赤井 喜平	0.1308(5)	0.1124(5)	0.0127(1)	0.2629	0.0920	0.0521
岡田 柴藏	0.2506(6)		0.0103(1)	0.2609		
佐藤 長四郎	0.1117(8)	0.1318(6)		0.2505	0.2824	0.0322
岡田 勘太郎	0.1413(5)	0.0715(3)	0.0023(2)	0.2221	1.4805	0.0418
岡田 半七	0.1312(5)	0.0425(2)	0.0012(1)	0.1819	0.2126	0.0307
南田 平七	0.0315(1)	0.0820(1)	0.0502(1)	0.1703	0.0012(株)	0.0305
赤井 常藏	0.1519(3)			0.1519		0.0305
南田 平助	0.1226(3)	0.0018(1)		0.1314	0.0012(株)	
中沢 善右衛門	0.1212(2)			0.1212	0.2104(株)	
中沢 位十郎	0.0803(2)	0.0009(1)	0.0113(1)	0.0925		
佐藤 直右衛門	0.0408(2)	0.0328(1)		0.0806		
中沢 禎介	0.0109(1)	0.0706(1)		0.0815	0.7002	
平田 丑藏	0.0313(1)	0.0115(1)		0.0428	0.1517	0.0229
佐藤 弥四郎	0.0018(1)	0.0220(2)		0.0308	0.3013	0.0301
岡田 仰七	0.0201(1)	0.0002(1)		0.0203	0.1727	0.0428
岡田 久次郎	0.0024(1)			0.0024	0.0528	
黒津 美澄 翁誠				0	0.4302	0.0304
観音堂	0.0616(1)	0.6904(1)				
高 蔵	0.0018(1)					

(注) 耕地は明治8年、屋敷地も明治8年。林野は明治11年。

(現地反別地価一筆限名寄帳より作成) カッコ内の数値は筆数。

耕地面積を規模の順に示したものであり、さらにそれぞれの所有者を明治五年にまで追跡し、その変化を示したものである。まず文政一一年の状況をみると、二〇人が所有しており、若干名の村外者の所有が知られるほか、所有規模はあまり大きくはないものの、所有者間の階層性はかなりはっきりしている。これはこの地区の近世における身分構成を含め、階層分解の傾向と一致する。明治五年になるとさらにその傾向は強まり、明治五年の上層農は文政年間の各層から広く耕地を集中したこと、逆に文政年間の上層農は耕地を切り売りして下降したことがわかる。明治五年の資料とした地引帳はまだ近世の検地帳の性格をもつ(18)ため、土地所有の正確な実態を示してい



第6図 高倉村林野の所有形態 (明治11年)

A : 徳永持 B : 大山新持 C : 一印谷持

間に大山郷の金穀融通のために植林された経済林の一部である。

第六図は同年における林野所有を示したものである。それによると第五図に示された草山はほとんど村持山で近世における入会林野である「野山」を引き継いだ部分である。この村持山はほとんどが一郷一山の主旨から、高倉村有ではなく大山郷(大山村)有として考えられていた。ただ高倉領にあるため高倉村他一六ヶ村の名義にはなっていたため次第に高倉の占有的な性格を強くしていったことは、その後の所有変化の中から裏付けられる。なお周辺部には高倉以外の村の所有分がみられるが、それらの村はいずれも領内に林野が少なく、林野の多い高倉領へ入り込んだものである。次に第五図にみられる里山の雑木はほとんど個人有になっている。いずれも

第5表 高倉村における林野の植生別所有状況 (明治11年)

所有者名	杉山	松山	雑木	藪・芝	草山	合計
平野 藤助			7.1418			7.1418
岡田 嘉助			5.3205			5.3205
長沢 伝藏			1.9725			1.9725
吉田 源左門			1.7306			1.7306
中道 保兵衛	0.2807 (共)		1.3029 (2)			1.5906
岡田 勘太郎	0.0404		1.4401 (2)			1.4805
岡田 利助	0.0101	0.1705	0.9214 (6)			1.1020
岡田 周吉		0.1922 (2)	0.6522 (3)			0.8514
中沢 禎輔	0.7002					0.7002
黒津 峯 義澄			0.4302			0.4302
佐藤 弥四郎	0.1836 (2)	0.1025	0.0012 (共)			0.3013
岡田 角兵衛			0.2911 (共)			0.2911
佐藤 長四郎			0.2408 (2)	0.0416 (2)		0.2824
中沢 芳太郎	0.2807 (共)					0.2807
岸本 善七	0.2708 (2)					0.2708
岡田 磯七		0.0208	0.2219			0.2427
岡田 半七		0.2007	0.0119			0.2126
中沢 善左門			0.2104			0.2104
岡田 忠七		0.1328	0.0329			0.1727
平田 笹藏			0.1517			0.1517
赤井 嘉兵衛			0.0920			0.0920
岡田 久治郎			0.0528			0.0528
西尾 源治郎				0.0310		0.0310
平田 徳兵衛				0.0012 (共)		0.0012
南田 平助				0.0012 (共)		0.0012
南田 平七				0.0012 (共)		0.0012
旧公有地					168.7413 (9)	168.7413

(明治11年野取畝歩出し帳より作成)

近世の百姓持山(名前山)の継承分と考えられる。その多くは村内で唯一つの株をつくる岡田株の構成員が所有するが、これは近世から里山部分を薪炭山として保護管理してきたものである。一方、村外者がそのような薪炭山を所有している状況もみられ、前述した耕地の村外流出と軌を一にしている。

第五表は右の状況を所有者別にまとめたものである。それによれば上位二名を除けば所有規模はいずれも寡細であるが、階層差ははっきり認められる。とくに村外者が多く

を集中しており、商品価値の高い杉山についてはそれがさらにはつきり示される。この段階で岡田株のグループは全体として分解弱体化し、やがて耕地の流出とともに高倉の農家のほとんどが小作化していく。このように岡田株を中心に高倉村民の経済的基盤が弱体化した背景には、村が街道から少し奥へ入った小河谷の窪地に位置するため、耕地の零細性が明治以降の経済変動の中で持ちこたえられず、近接する街道沿いの村々に形成されつつあった小規模な商業・地主資本の村内への進出を許容せざるをえなかったということである。

それゆえ、草山の多くが完全な高倉村有ではなく大山郷有となっていたことは、農家の小作化にもかかわらず林野の分解をさまたげることになり、近年の再編成事業でそれが高倉の共有となったことからすれば幸運でもあった。すなわちこれらの草山は、地租改正によって明治一四年に大山郷一七部落の共有となり、明治二二年に大山郷の村々を合併して大山村が成立すると、同三五年には大山村有として造林を計画的にすすめる一方、大正一四年には村有林の約六〇パーセントの約四三〇町歩を縁故使用地として一戸当り八反の割で各集落へ貸付け、高倉は一四戸で一五町歩余が貸付けられた⁽¹⁹⁾。これは高倉の領域が広いため一戸当り一町一反の割で貸付けられたことによる。高倉はこの山の運用で昭和初期に松茸収入一千円をあげ、それで水田三町三反を購入し、自作農を生みだしている⁽²⁰⁾。戦後、丹南町への統合合併時には直営地についてはほとんどそのまま財産区を設立して移行し、縁故地はそのまま各部落へ無償で払下げられた。かくして高倉にも高倉の部落有林が成立することになったのである。

大山村の旧村々はいずれもこのような経過をたどった。それゆえ、戦前この村全体の小作地面積が五〇パーセント（水田）近くに達する中で、部落有林野として入会林野を近年まで維持することになり、そのことが今日の旧大山村の各部落において入会林野の再編成を一斉に行なう背景にもなったのである。

第6表 多紀郡における入会林野再編成の組織別一覧

再編	町名	名称	構成 員数	経営面積		資本金 (千円)	整備前の 所有名義	設立 年次
				合計	人工林			
生産 森林 組合	篠山	新村	57人	34 ha	5 ha	14,022	共有	昭46
		荘雲見	357	50	43	7,854		39
	西	桑原	70	85	15	15,726	町,代表5名	50
		西栗	60	79	36	24,060	代表,記名共有	49
	紀	本郷上	29	21	16	2,610	新町,記名共有,代表者1~4名	49
		川阪	85	306	65	45,900	旧村,字,社寺,代表者1~17名	50
	丹	一印谷	14	448	163	17,654	全員共有,記名共有,代表3H,	52
		真南	28	50	15	7,196	記名共有,旧村,代表2名	50
	南	大山	30	26	10	5,430	記名共有,	46
		大山上	52	83	18	45,032	旧村,新町	46
		大町	57	73	53	22,401	旧村,代表者,代表数名	47
		北野	78	71	39	22,280	旧村,代表者数名	48
		大山下	42	46	39	18,900	字名義,代表者数名	48
		大山新	25	33	14	8,375	字,代表者,代表者数名	48
合	黒石	109	92	63	30,629	旧村,代表者名	50	
	合	24	28	17	32,712	代表者,旧村2村共,2社寺,記株	52	
共有	再編	高倉	55	74	5	5,665	記名共有,代表者1~3	50
共有	再編	石住	15	47	14		代表者数名,旧村	50
共有	再編	石住	8	11	5		代表者数名,旧村,字	50

(兵庫県入会関係資料により作成)

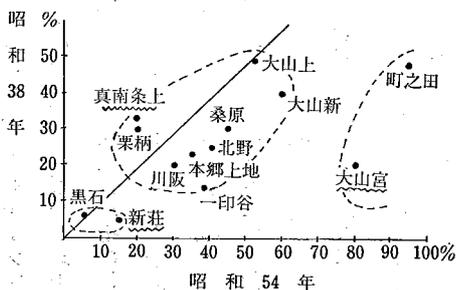
このような経過は旧大山村に限らず、多紀郡内の各集落でもかなり類似している。それが今日なお多紀郡に入会林野が広く存在する理由にもなっている。

五、入会林野再編成の展望と類型

(一) 入会林野再編成の展開

多紀郡における入会林野の近代化法による整備は、同法が制定される前に分収契約を結ぶため独自に実施した篠山町の一事例を除けば、昭和四六年以降実施され、昭和四八年から同五〇年にかけて集中的に実施された。

第六表は多紀郡における入会林野の整備状況を示したものである。それによれば、全体の一九九件中一〇件が丹南町に集中し、それもほとんど旧大山村の集落組織によるものである。その圧倒的大部分は生産森林組合への組織化であり、県全体の



第7図 生産森林組合経営林野における人工林率の変化

(昭和38年部落有林野実態調査資料および兵庫県林業統計書より作成)

以上、横軸には昭和三八年のデータを示して各事業体の分布をあらわした。それによれば、全体として右上りの傾向が認められ、しかもその

(二) 再編成の動きとその類型

以上の再編成により、各事業体はどのように林野利用を高めたのか。人工林率の変化によってそれを検討してみる。第七図はそれを示したものである。同図では縦軸に整備前の状況を昭和三八年のデータで統一的に示し、横軸には昭和三八年のデータを示して各事業体の分布をあらわした。それによれば、全体として右上りの傾向が認められ、しかもその

動向と一致する。残りは共有形態への再編成であり、前述の高倉とそれに隣接する石住の二件である。共有形態への再編成は県全体でも三例を示すにすぎず、多紀郡がそのうち一割を占めていることになる。

これらの整備された林野は、整備前はいずれも集落単位の数名共有ないし旧村(集落)名義の登記がなされ、中には個人一人だけの名義登記もみられ、多様である。将来混乱を生じかねない登記内容であったが、実質的にはいずれも部落有林であった。

それゆえ、組織化はいずれも部落単位で行われ、旧来の枠組を継承する形をとっている。入会林野の整備事業はほとんど県および各町当局の積極的な指導によってすすめられたが、中でも丹南町のうち旧大山村でかなり集中的に実施された理由は前述した通りである。なお、最も入会林野面積が広い篠山町では三例、今田町ではわずか一例に留まっている。また共有化によって再編成した二集落は構成員数、経営面積ともに小規模である。

中に大きく三つのグループを区分することができる。

すなわち、まず第一のグループは図の右上方に位置する事業体で、かなり造林をすすめたグループであり、町之田、大山新、大山宮がその例である。これらの事業体のグループを第一グループと呼ぶことにする。次のグループは、整備後もあまり大きな変化がみられず、図の中央部分に分布する事業体である。西紀町のすべての事業体と丹南町の残りの事業体が含まれ、そのうちには人工林率がやや減少した二つの事業体がみられる。人工林の伐採跡地が放棄されたままになっているためであろう。これらを第二グループと呼ぶ。最後のグループは人工林率が低位のままあまり変化がみられない、図中の左下のグループである。このグループを第三グループと呼ぶ。

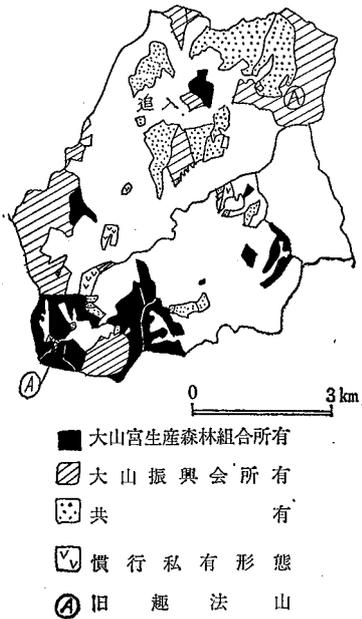
以上の三グループは人工林化のレベルとテンポの指標からグループングしたが、各事業体とも入会林野の形成・存続過程はほぼ同一であることから、そのような変動性を示す指標によってグループングをしたものであり、そこに事業体の有する性格と整備事業に対する対応条件を見出すことができるものと考えた。

そこで第一グループから丹南町大山地区の大山宮、第二グループから丹南町南部の真南条上、第三グループから篠山町新莊を選び、以上の生産森林組合設立の事業体とは別に、共有名義を確立した集落の中から、前述の丹南町高倉をとりあげ、以下個別に検討を加える。

六、グループ別再編成の検討

(一) 第一グループ——大山宮生産森林組合の場合——

大山宮は丹南町北西部旧大山村の北西端にあり、柏原町と境する追入^{おひいり}に南接する位置にある。大山川の上流に位置



第8図 大山宮の非個人有林の分布

し、領域の中央を北西部から東南部へ国道一七六号線が通り、旧街道がそれに平行し、耕地と集落は旧街道沿いに分布する。そのため若干の商業機能がみられるが、ほとんどは農家である。大山宮には田中、伊勢、井上の三株があるが、それらはまとまった形で分布しているわけではない。農家数は昭和三五年に五一戸、同五〇年には四九戸と大きな変化はみられないが、専業農家は一〇戸から六戸へ減少したのに対して、第二種兼業農家は一三戸から三四戸へと大幅に増加している。昭和五四年には専業農家は二戸だけとなり、ほとんどが通勤兼業農家となっている(21)。農家一戸当りの経営耕地面積は八反で多紀郡平均よりはやや上回っている。戦前は耕地面積の六割以上が小作地であったが、近世後期から園田分として独立するほどの地主であった園田家が地元が存在したためでもあった。

これは前述の高倉と同様に大正一四年に縁故使用地として一戸当り七反歩当り貸付られた部分と、明治以前から採用・薪炭生産用に利用し一部に杉檜を植えた固有地の部分からなる。縁故使用地は代表者名義により、固有地は大山宮名義によっており、地上権を大山宮の構成員全体が保有していた。これらの林野はいずれも自由な入山利用が認められていたが、第八図にみられるように大山財産区(現在大山振興会と呼ぶ)になる前の旧大山村直管地、さらに古くは趣法山も存在し

ており、それらの造林の刺激を受けたこともあって、大正年間には松の伐採禁止、大正末期から昭和にかけては一部に積極的な造林をすすめるようになり、その部分は入山の規制もみられた。以降、必要に応じて薪炭用林の有償無償の分配伐採を行いつつ、昭和三〇年頃から杉・檜の造林をさらにすすめたため、人工林率は第七図に示したように急速に上昇することになった。その他、第八図に示すように追入領にかけて共有林がある。その中には大山宮にみられる三株のうち田中株（八戸）の共有林もあるが、これらは部落有林野とは関係ない。

以上のような状況をふまえて、多紀郡内で昭和四六年に実施した新荘、一印谷、真南条上に次いで、翌年生産森林組合を設立した。その契機は、高い人工林率を実現することになった部落有林野が、登記上は二、三人の代表名義になつており、近年の若年層の村外流出の中で一人一人の名義の確認確立が必要になつていたためである。しかも山林経営は大山宮部落会の中に林務部長一名、土木部長一名、評議員七名、計九名で評議員会を構成して担当してきた実績があつた。

しかし、部落経費は役員手当、老人会、婦人会、PTA、消防団、祭礼、土木災害への補助や公民館の管理費などに年二〇〇万円を必要とする。かつては立木伐採によってこれらをまかない配当金さえ支払われた時代があつたが、今日では若令級が多く伐期の立木が少ないため一〇年前から月千円ずつ平等割で協議費を徴収して補充している。問題はこの協議費はともかく、伐採収入が部落会計から生産森林組合へ移行したことである。にもかかわらず従来の慣習をふまえた部落会が主導的であり、部落会費は生産森林組合からそのまま借用する形で行われ、その借用金は生産森林組合へ返却されることはない。また生産森林組合への出役は年五日であるが、それも以前の延長上にあり、しかも造林がすすんだ今、生産森林組合が独自で行うべき新規事業はほとんどない。われわれが行ったアンケート調査で

も、帳簿の複式化を除けば事態は何も変わらず、財産の確保を最大の目的としたという結果が得られている(22)。つまり、生産森林組合は構成員が明示されたものの、帳簿上だけの、しかも名義だけの存在になっていることがわかる。

(二) 第二グループ——丹南町真南条上生産森林組合の場合——

真南条上は丹南町東南部に位置し、国鉄篠山口駅をはさんで旧大山村とは反対側の旧城南村に属している。国鉄福知山線南矢代やしろ駅から東北方向への篠山市街地とを結ぶ樹枝状の小河谷のうち、真南条川沿いの上流域にある。耕地はゆるやかな傾斜のある谷底部にあり、多くは水田で約四〇町歩あるが、まだ圃場整備はなされていない。五四戸の各農家は散居的にすみわけており、水田にとり囲まれた農家が多い。真南条上には渡瀬、小林、酒井、辻の四株がある。うち小林株の家が空間的に比較的まとまってみられる他は混住である。株の中には株の神である稲荷を祭る例もあり、株仲間での積立て旅行などがみられるなど、株のまとまりがまだ一部に残っているが、新参者はいずれかの株に属して冠婚葬祭に参加するなど形式化もすすんでいる。

農家数は昭和三五年が五一戸、昭和五〇年が四六戸であり、そのうち専業農家は一二戸から八戸へ減少、逆に第二種兼業農家は一五戸から二八戸へ増加している。国鉄駅に近く、これまでの杜氏出稼に代って阪神方面への通勤者が増えている。一戸当りの経営耕地面積は八反余で郡内では平均を上回るが、湿田が多く、冬季の寒冷気候のため二毛作ができず、それが杜氏出稼の要因になっていた。

領内の林野面積は約二一〇町歩あるが、うち寺有起源の国有林が五〇町歩、払い下げ国有林三七町歩、個人有林四三町歩で、残る八三町歩が旧部落有林となっている。この旧部落有林は真南条川の上流二ヶ所と、領域の北西部一ヶ所に分布し、個人有林との境界が錯綜している。個人有林では共有形態が目立ち、分筆登記はほとんどみられず今後

の課題でもある。

この部落有林は明治中期の城南村成立時に城南村名義の入会林野として維持され、大正一二年に旧大山村と同様、縁故使用地として一戸当一町六反の割で真南条上へ貸付けられ、昭和三〇年に丹南町に統一合併する時に無償で地元へ払い下げられた経緯をもっている。また他に昭和三三年に丹南町が国有林の払い下げを受けた時、翌年地元が買収した林野もあるが、登記名義は丹南町になっている。

その入会利用は自由な入会が原則であり、明治中期以降松の禁伐と造林を行ったが、大正期には条件付で自由入会を再開、戦後昭和二五年頃から一部で檜と松の造林がすんだ。しかし、ほとんどは今日なお赤松を主とする「松茸山」として維持され、人工林面積も二〇ヘクタールほどにすぎず、前グループの大山宮とは対照的である。この松茸山は毎年九月中旬に入札され、近年では年二百万円ほどの収入が部落へ入る。

このような経緯と機能をもつ入会林野を昭和四六年に郡内では他の二集落とともにトップをきって生産森林組合へ移行したのである。われわれの行ったアンケート⁽²³⁾によれば、直接の契機は県の指導に加え、部落代表者による登記名義が孫々の世代で実質化することを恐れたこと、若年層の流出と今後の部落外者の参入予想に対する部落構成員の財産確保を狙っており、大山宮と同様である。しかし、大山宮が山林経営を中心とするのに対して、真南条上は現状維持、つまり天然林の拡大造林はせず、また整備直前に立木の伐採売却をしており、素材の林業収入を見込んでいない点で大きく異なる。生産森林組合への移行は林野に対する構成員の権利の明確化だけが目的であった。

それゆえ、本来なら生産森林組合の収入になるべき松茸収入も、既存の慣行が認められすべて従来通り部落会計の収入になり、生産森林組合長は部落総代が代行している。かくして生産森林組合は実質的に経済的基盤をもたず、歳

第7表 真南条上生産森林組合決算

('78.7.1 ~ '79.6.30)

	種目	金額	備考
歳入	財産収入	641円	利子
	補助入金	0	
	借入金	235,000	部落会計より
	繰越入金	16,858	
歳出	雑収入	0	
	合計	252,499円	
	事務費	4,805	法令集、実務集
	事業費	20,900	山林手入代
残高	諸税	114,600	固定資産、町、県
	負担金	45,290	町、郡、森組
	委託料	0	
	返済金	0	
残高	雑費	6,000	印刷代
	合計	191,595	
残高		60,904円	

(真南条上生産森林組合資料より作成)

入はすべて部落会計に依存し、歳出のほとんどは諸税公課だけになっている(第七表)。われわれのアンケート(24)によれば、実質的には何も変わらないという結果が出ている。植林事業も松茸収入のためほとんど希望は出ていない。

(三) 第三グループ——篠山町新荘生産森林組合の場合——

新荘は篠山市街地の東北二キロ余り、旧畑村に属し、篠山川の段丘と山麓との接点に位置し、前面に広い水田を有する。一戸当りの経営耕地は一四町と広く、かつて真南条などとともにこの地域の御三家といわれた。戸数は五八戸で分家の一戸を除く五七戸が組合員となっている。農家数は昭和三五年が五四戸、昭和五〇年が五一戸であり、専業は三〇戸から四戸へ減少したのに対し、第二種兼業農家は一四戸から三四戸へ増加が目立つ。すでに圃場整備がすみ、領内の上流に建設されたダムによって既存のため池灌漑への依存が解消するなど、経営耕地の規模が大きいこともあって従来農業への指向性が強かった。しかし、減反政策以降転作作物は黒豆程度しかなく、しかも阪神方面への通勤が位置上不可能なため、農業と土木建設労働と杜氏出稼の就業形態が多く、そのため後継者がほとんどみられない。

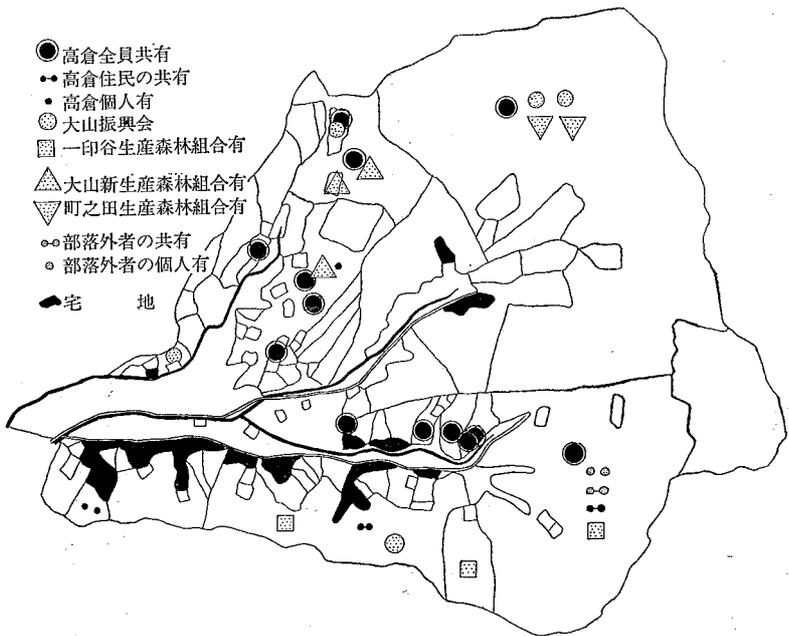
株は北村、蔵垣、馬場、川端、西脇の五株あるが、北村以外は混住し、株に入っていない家もある。しかし株毎の祭礼や株山はなく、株の本家も不明であるなど、株のまとまりは弱い。

入会林野は、新荘村有の名義で経過したのち、昭和三〇年の篠山町への合併時に一旦篠山町有となったあと、同年

縁故使用地として新荘へ某氏外五九名の名義により無償で払下げられた経緯を有している。面積は三四町歩だが、集落の北側の部分と畑川の最上流域、それに集落前面の小さな丘陵部分などに分散的に分布している。かつてそれらは採草地として利用されたが、採草需要が減ったのは春に一週間だけ枯損木の自由な採取が認められる他は、入山が認められず、生木の伐採も禁止された。これはかつて四個のため池に灌漑用水を依拠せねばならなかった時の水源涵養の機能を意味している。そのため植林も大正期と終戦直後を除いて行われていない。出役は年四日ほどで技打ちや間伐が主な仕事となっている。

この部落有林野を真南条上と同様、郡内では最初の昭和四六年に生産森林組合へ再編成した。その直接の理由は前者の事例にもみられたように構成員個々の権利の明確化であった。それにもう一つは新荘が積極的に整備事業を受け入れようとした理由にある。それは昭和三六年に前面の丘陵部にある部落有林野に二町歩の栗園を造成し、部落が直接経営を始めていたことであつた。昭和四〇年代に入り、近接する篠山に宿泊施設篠山荘が建設され、また観光協会もできて篠山への観光客相手の観光栗園を開設したため、その経営主体を生産森林組合へ移行させることを考えたためである。こうして観光栗園の「新荘栗山」は生産森林組合が部落へ委託する形になった。年収三〇万円はそのまま部落の出役者に配分され、組合には残らない。組合の収入は松茸入札による収入であり、それも山が小さいため年三〇万円ほどにすぎず、諸経費ですぐ消えてしまふ。

このようにこの組合も入会林野の再編成は構成員の権利確保の目的が最大であつたが、栗園の経営という点で前二事例とは異なるようにみえる。しかし栗園もその前に部落自身が担当していたものであり、組合は名義を貸したにすぎないといえる。松茸収入が入るものの少額であり、積極的な林野利用をめざす方向はうかがわれない。



第9図 旧大山村有地と旧高倉部落有地の再編成（現在）

四 共有化——丹南町高倉の場合——

高倉の入会林野の経緯についてはすでに述べたのでここでは省く。高倉は昭和五〇年に縁故分と固有分をあわせた四七町歩を共有にした。第九図は領内の再編成状況を示したもので、高倉分はややまとまった形で分布しつつも、他部落有の入り込みも多様である。これは前述した縁故分を各部落に割り当てた時に領域の広い高倉領内に、領域の狭い部落の分が設定されたためである。

共有にしたのは、一五人だけの構成員では生産森林組合の事務量をこなせないという理由である。しかも一五人全員の登記ではなく、全員共有を確認した上で、部落会役員の総代、副総代（兼会計）、農会長、山林部、土木部、衛生部の計六名の名義で代行する形をとった。部落会の収入は必要に応じての山林伐採と協議費徴収からなり、年五日の出役（うち二日は有償）で造林もすすめられている。他部落

の多くが名義上の権利を確保するために、生産森林組合を形式的に受け入れたのに比較すると、高倉は実質的に実を取る整備であったといえる。それは旧大山村にあって育林技術を熟知し、しかも育林を押しすすめてきたこと、それにきわめて小さな部落であるために、相互の意志統一が容易であったことの意味が大きい。

七、おわりに

丹波多紀郡の入会林野の近代化事業の整備対象になった林野は、近世初期から中期にかけて個々の集落が独立村(部落)へ指向する中で、中世的な郷の枠組をベースにした入会林野の形成存続が近世以降もつづき、明治に入ってそれが郷を枠とする行政村単位の村有林に編成され、その後の町村合併のさいに縁故使用地として各部落へ還元され、共同体的規制下で維持されてきたいわゆる部落有林であった。それが整備対象になった理由は多様であるが、ここではそれを整備後の林野利用の状況により、人工林化のテンポとレベルの程度から三つにグループピングを行い検討した。第一グループは旧大山村の部落から抽出検討することになったが、積極的な山林経営がすでに進展しており、第二グループの例ではもっぱら天然林管理による松茸利用に留まり、第三グループの例では全体としては水源涵養機能が強い中で林野の一部の観光栗園化がみられるなど、かなり個別的な既存的林野利用をふまえていることが明らかとなった。

しかし、それらは入会林野整備の直接的契機ではなく、共通項としてあらわれたのは、それらの林野の当初の登記がいずれも各部落の若干名の代表名義であったことに対する不安感にあり、それゆえ、部落構成員の個々の名義登記を第一義とした生産森林組合の設立という形式にあらわれた。一部に共有化した事例についても同じ理由によるもの

である。そしてそのような対応が迫られた背景には高度経済成長期における人口流出、とくに後継者層の流出さらに世代交代の進行という村落内部の変化と、隣接する三田市まで及んだ工場進出や宅地化の波の中で、将来十分に予想される流入者への対応という外部環境のインパクトがあげられる。

そのさい、いずれも生産森林組合の形態を導入したのは、前述の登録名義の問題もあるが、それ以前にベースとして、既存の共同体的規制が個々の部落を超えた旧来の枠組で行われ、それが割山の絶対化というような個別利用の展開を妨げ、林野を等質のまとまりとして温存することができたことにある。それは近世末から昭和初期に展開した地主小作制にみられた村落構造の階層化（それゆえ代表名義の登録が可能であった）の中でもそのまま維持されたこと、しかも戦後の自作農化の中で個々の農家の均等化が兼業化を通して強まり、ようやくこの段階で近世末以降の村落構造の均質化が実質的に可能になったことによるあらわれとみることができると、その意味では、かつて下人層の独立によって近世以降成立した地付入会が、形を変えながらもここに初めて講組的な平等の資格を有する入会形態までたどりついたという歴史的な位置づけが可能かと思われる。

それゆえ、生産森林組合の成立は形式を導入しすぎず、既存の入会林野をまさにそのまま温存した面が強い。各事例にみられたように既存の部落会主導の仕組は全く変っていない。さらにいうならば、以上のような歴史的かつ村落構造の展開をふまえ、生産森林組合の設立を図ることによって、既存の入会林野の温存が可能になったのである、またそのことをめざした面が強かったことを指摘できる。

そこに、本論の最初に述べた東北日本型と西南日本型との相違点がある。ただし、それを大都市近接地域の型とするにはもう少し事例の積み重ねを必要とする。

〔付記〕 本論を作成するにあたり、兵庫県林務課の阪山誠氏からは多くの御教示をいただいた。現地では大山振興会の上田市夫氏、丹南町の谷口英雄氏、平田留三郎氏、渡瀬彰氏、篠山町の馬場正次郎氏、西紀町の森口兼蔵氏、今田町の大前義栄氏の諸氏、および丹南町、篠山町、西紀町の各役場担当課、篠山法務局、篠山林業事務所にもお世話になり、御教示をいただいた。アンケートに御協力いただいた方々とともに厚くお礼申しあげたい。また、何度も行なった現地調査には福山弘造(愛知大研究生)と友国照久(メトロ航業)両氏の御協力を得た。あわせてお礼申しあげたい。

注・引用文献

- (1) 正式には「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」
- (2) ただし、実質的には原初的な入会林野はほとんど存在せず、多くは部落有林野や旧慣行を有する市町村名義の林野である。
- (3) 藤田佳久(一九七七) 入会林野と林野所有をめぐって——土地所有から土地利用への展望——、人文地理、第二九卷第一号
- (4) 藤田佳久(一九七七) 入会林野の再編成と山村の対応——南会津・田島地方を中心に——、地理学評論、第五一卷第六号
この詳細は別の機会に論じたい。
- (5) ただし、神戸市域に皆無ではない。面積的には少ないが、名義別資料が得られないため、空白とした。
- (6) 丹南町大山財産区(一九六七) わが財産区、八ページ
- (7) 園田多祐(二八八二) 山林共進会出品(綴)(三ページ)、六等を受賞した。
- (8) 農林省編(一九三三) 日本林制史資料、篠山藩・鳥取藩、四九ページほか
- (9) 岡光夫(一九五六) 入会林野の利用形態と村落構造——農民層の構成との関連——、史学雑誌、第六五卷第二号 二六〇—四五ページ
- (9) 前掲(7)五七ページほか
- (10) 宮川満編(一九六四) 大山村史、二二八—二二二ページ

- (11) 山野正彦(一九七七) 丹波山地における村落の空間形態とその内部構造、人文研究(大阪市大) 第二八卷第二分冊
- (12) 前掲(10)一五一ページ
- (13) 前掲(10)三〇二ページによれば、一七世紀中期には高蔵寺がすたれが寺の持高でもあった村高の三七石余は次第に売却された。一方門前に農民が住みつき宝永七年には五戸となり、その後高蔵寺の石高を徳永村の中沢が所持したこと、その家来百姓が享保以降独立し、安政五年には一二戸となり、村名も高倉と変えて寺からも独立して村となったとしている。
- (14) 前掲(10)二一九ページ
- (15) 文政一一年丹波国多紀郡高蔵寺村地引帳、高倉蔵
- (16) 前掲(10)二五三ページ
- (17) 前掲(10)二二二〜二二九ページ
- (18) 藤田佳久(一九七四) 奥吉野篠原部落における林野所有の形成、人文地理、第二六卷第四号、一〜三三ページ
- (19) 大山村『大山村有林野整理経営簿』による。それによれば、縁故地では採草地を確保するため当該面積の二割以上の杉檜の植林を禁じ、またその面積の五割以内に自由稼場を設けること、残りについては個人分割の使用も可としている。いずれにせよ、共同体の経済的基盤を集落単位で占有的に確保させ、私有地の発生を認めなかったことがうかがわれる。
- 高倉への割当内訳は村有林所属部落への戸数割の分が四反余、同じく所属部落への反別割の分が三八町余、各戸平均割の分が一〇・一町、縁故特別貸付反別が一・四町、計一五・六町歩となっている。
- なお、高倉領は約六〇町歩あるため、残りの面積は大山村直営地のほか、自領だけでは縁故地面積を確保できない町之田、大山新、一印谷などの縁故地が高倉領内に設定されることになった。
- (20) 前掲(19)
- (21) 昭和五四年九月の現地調査による。
- (22) 昭和五四年九月の現地調査による。
- (23) 昭和五四年九月の現地調査による。
- (24) 昭和五四年九月の現地調査による。

参考文献

阪山誠(一九七六) 入会林野の今後のあり方と生産森林組合、日本林学会関西支部・日本林業技術協会・合同大会シンポジウム
兵庫県治山治水協会(一九六五) 兵庫県の部落有林